

令和3年度 一般会計歳出 第6款3項3目親子保健費 12節(16)妊産婦等総合対策委託料

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 こども青少年局こども家庭課	ふりがなやまもと 担当者名 山本 T E L 671-2455
----------	--------------	-------	-----------------------	---------------------------------------

設 計 書

1 委 託 名 令和3年度 手指消毒液等の保管及び配送委託

2 履 行 場 所 仕様書のとおり

3 履行期間 期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
又は期限 期限 平成 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約 単価契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

(1) 手指消毒液等の入庫作業

(2) 手指消毒液等の保管・在庫管理

(3) 手指消毒液等の出庫作業

(4) 手指消毒液等の配送

8 部 分 払

■ する (12 回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
入庫料 手指消毒液 (危険物)	令和3年4月 から 令和4年3月 まで	(150)	個		
保管料 手指消毒液 (危険物)		(3,600)	個		
出庫料 手指消毒液 (危険物)		(80)	個		
配送料 横浜市内		(80)	個		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

_____ . —

内 訳 業 務 価 格

..... . —

消費税及び
地方消費税相当額

..... . —

委託内訳書

名 称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価	金 額	摘 要
入庫料 手指消毒剤(危険物)	別紙仕様書のとおり	(150)	個			
保管料 手指消毒剤(危険物)		(3,600)	個			
出庫料 手指消毒剤(危険物)		(80)	個			
配送料 横浜市内		(80)	個			
以下余白						

仕様書

1 件名

令和3年度 手指消毒液等の保管及び配送委託

2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 契約区分

数量概算契約

4 委託内容

新型コロナウイルス感染症対策の手指消毒液等の保管及び指定箇所への配送

- (1) 入庫作業
- (2) 保管・在庫管理
- (3) 出庫作業
- (4) 配送

5 保管物の仕様等

手指消毒液：アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）

規 格：（ダンボール）（W）40×（D）20×（H）30cm （単位：個）

または手指消毒液（一斗缶） （単位：個）

※上記は目安となります。

6 保管物の納入

横浜市は、事前に保管物の納入日、納入数、納入業者等を受託業者に連絡する。

7 保管・配送における基本要件

- (1) 受託業者は、契約期間内において手指消毒液等を倉庫で管理すること。また横浜市からの聞き取りの際に在庫量を随時報告できるよう、在庫管理を行うこと。
- (2) 受託業者は、横浜市からの指示に従い「8 配送の条件」に基づき手指消毒液等を配送先に配送すること。
- (3) 横浜市は、手指消毒液等の寄託価額及び寄託に際し必要な事項を受託業者へ書面にて通知する。
- (4) 配送した情報（日時・宛先・配送物・数量等）を管理し、横浜市に報告すること。

8 倉庫の場所・設備等

- (1) 倉庫は耐震・耐火構造の堅固な建築物であること。
- (2) 倉庫内部に火気発生要因がなく、火災発生時には早期発見装置を備え、消火装備を完備していること
- (3) 倉庫は温度管理により温度が1度以上 30度以内に適切に保たれ、保管物が変質するおそれのないこと。
- (4) 保管物は床おきせず荷台（パレットなど）を使用すること。
- (5) 関係以外の者を立ち入らせないこと。

9 配送方法

- (1) 横浜市から配送依頼を受ける。
※依頼方法については、協議の上決定する。
- (2) 事前に横浜市が決定した数量や配送先の条件に基づき、配送する。
- (3) 配送車両は防犯の対策を施すこと。
- (4) 上記(1)のほか、各18区役所こども家庭支援課に4月、7月、10月、1月に、各区1個ずつ保管物の配送を行う。

10 安全管理

- (1) 契約の履行により知り得た内容を第三者に提供することを禁じる
- (2) 事故等が生じた時は、速やかにその状況を書面で横浜市に通知すること。
- (3) 責任者を設置し、安全管理に努める。

11 支払い等

- (1) 保管料については、毎月の1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までをそれぞれ1期とし、1期1個を単位として、保管期間の開始期から終了期まで支払う。
- (2) 入庫料・出庫料は、1個を単位として受け入れ払い出しを行った実績に基づき支払う。
- (3) 配送料は、配送個数により配送した実績に基づき支払う。
- (4) 毎月の実績ごとの請求書に基づき、適正な請求書受理後30日以内に支払うものとする。

12 補償等

保管物については、災害時に備え受託業者の負担で保険に加入することとし、事故等が発生した場合の補償は、保管物の価格相当を基本として横浜市と受託業者の協議により決定するものとする。ただし天変地異等の不可抗力による損害及び商品自体の

瑕疵に起因する損害については、この限りではない。

13 その他

- (1) この仕様書の定めがない事項については、横浜市と協議の上決定する。
- (2) 本市の委託契約約款を遵守すること。ただし、危険物の第4類に分類される保管物の保管に関しては、横浜市委託契約約款第6条1項は適用除外とするが、その場合には、すみやかに横浜市に通知すること。